

# 税を考える週間

税金は、私たち国民が豊かで安心した暮らしができるように、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。

11月11日から同17日まで「税を考える週間」です。これは、税の仕組みや目的などを皆さんに正しく理解していただくために設けられたものです。

今回は、「税のゆくえ」「パートと税」「夫婦と税」についてお知らせします。



## 税のゆくえ ～社会にいきる税～

国や地方公共団体は、私たち国民が豊かで安定した生活ができるようにいろいろな活動を行っています。

私たちが納めた税金は、身近なところで使われています。教育においては、国と地方公共団体が公立学校の児童・生徒一人当たりに対して、多くの年間教育額（下表参照）を負担しています。

このほか、社会福祉の充実、住宅や道路の整備、安全の確保に欠かせない警察・消防などの活動にもいかされています。

このように、税金は私たちにとって、共同生活を維持するいわば「会費」であり、正しい申告と納税によって支えられているのです。

## パートと税

扶養する人がいない場合（単身）でパートなどをしているときは、次のとおりになります。

### 【パート収入に対する税】

パート収入は、給与所得となりますので、年収が93万円（所得額28万円）を超えると、住民税がかかります（扶養する人がいない場合）。また、この収入金額が103万円を超えると所得税もかかります（所得控除が基礎控除以外の場合）。

なお、外交員、集金人、検針員などの報酬や内職については、パート収入とは異なる計算方法になりますのでご注意ください。



## 夫婦と税

夫婦が共に働いている場合、例えば、妻がパートタイムで働いているときなど、夫婦にとって気になるのが収入と税金の関係です。

### 【配偶者控除と配偶者特別控除】

夫に所得があり、妻にパート収入がある場合を考えてみますと、夫は妻の収入に応じて次のとおり配偶者控除または配偶者特別控除が受けられます。

① 配偶者控除は、妻のパートによる年収が103万円までであれば受けられます（控除額は所得税では38万円、住民税では33万円）。

② 配偶者特別控除は、妻の所得によって控除額が調整されますが、パートの年収が103万円を超え141万円未満であれば受けられます（控除額は下表参照）。

ただし、夫の合計所得が1,000万円を超える年には同控除を受けることができません。なお、配偶者控除または配偶者

## ご存じですか、税のゆくえ ～身近な財政支出(国と地方公共団体の負担額の合計額)～

<b>■公立学校の児童・生徒1人当たりの年間教育額（平成18年度）</b> ・小学生 83万3,000円 ・中学生 95万2,000円 ・高校生（全日制） 93万2,000円	<b>■私たちの生活や安全を守るための警察・消防費（平成19年度）</b> …… 5兆1,943億円 ※国民1人当たり約4万700円
<b>■市町村のゴミ処理費用（平成19年度）</b> …… 2兆1,305億円 ※国民1人当たり約1万6,600円	<b>■国民医療費の公費負担額（平成18年度）</b> …… 12兆1,274億円 ※国民1人当たり約9万4,900円

パートの年収	配偶者特別控除額	
	住民税	所得税
103万超 105万円未満	33万円	38万円
105万以上 110万円未満		36万円
110万以上 115万円未満	31万円	31万円
115万以上 120万円未満	26万円	26万円
120万以上 125万円未満	21万円	21万円
125万以上 130万円未満	16万円	16万円
130万以上 135万円未満	11万円	11万円
135万以上 140万円未満	6万円	6万円
140万以上 141万円未満	3万円	3万円

特別控除を受ける要件と、健康保険の扶養要件とは基準が異なりますので、ご自身が加入されている健康保険の担当者へご確認ください。

共働きの夫婦の収入と税金の関係についてお分かりにならないことがありましたら、天草税務署 ☎2510 または市役所本庁・市民税課へお尋ねください。

## 税情報

### 租税教室

天草税務署では、各地区や各種団体、給与所得者や児童・生徒などを対象に、租税教室を開いています。希望する内容や日程に合わせて、税務署の職員または税理士が講師として伺いますので、お気軽にお申し込みください（夜間でも結構です）。

※希望する場合は、天草税務署 ☎2510へご連絡ください。

### 年末調整説明会

12月は、給与などにかかる源泉所得税の年末調整の月です。毎月の給与などから源泉徴収された所得税の一年間の合計額と、その年の給与総額に対する年税額とは一致しないのが普通です。

このため、源泉徴収税額の過不足分を精算する必要があります。この手続を「年末調整」と呼んでいます。

大部分の給与所得者は、年末調整により、その年の納税を完了することになります。そこで、年末調整が正しく行われるためには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告を正しく行うことが大切です。

天草税務署では、次の日程で年末調整説明会を開きます。

▼日程 11月18日（土）午後2時～同4時、牛深総合センター。11月19日（日）午前10時～正午と午後2時～同4時、天草市民センター。

※詳細は、天草税務署 ☎2510へお尋ねください。

### 「税を考える週間」記念講演会

天草地区税務協力団体長連絡協議会では、「税を考える週間」にあわせて記念講演会を開催します。当日は、中学生や高校生から募集した税に関する作文の入賞者の表彰・発表も実施します。入場は無料です。

▼とき 11月17日（土）午後1時30分～同3時30分。

▼ところ 天草信用金庫本店・5階ホール（太田町）。

▼演題 Ⅱ「生きている間は自分を育てるために」。

▼講師 Ⅱ外園一人氏（神戸女子大学名誉教授）。

※詳細は（社）天草法人会事務局 ☎244339へお尋ねください。

### 【問い合わせ先】

本庁・市民税課市民税係 ☎241111 内線1143